

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画福久町地区地区計画を次のように決定する。

<b>名 称</b>		福久町地区 地区計画
<b>位 置</b>		金沢市福久町ホの一部
<b>面 積</b>		約 0.8 ha
区域の整備開発及び保全に関する方針	<b>地区計画の目標</b>	本地区は、国道8号に面する沿道サービスが集積する地区に隣接し、背後には住宅地が形成されている。周辺の住宅地と調和を図りながら、健全で魅力ある商業業務地区を形成することを目標とする。
	<b>土地利用の方針</b>	背後の住宅地に配慮し、商業と居住が調和した商業業務地区としての土地利用を図る。
	<b>建築物等の整備方針</b>	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、健全で魅力ある商業業務地の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物等の壁面の位置の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。
地区整備に関する事項	<b>建築物等の用途の制限</b>	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○畜舎 ○サイロ</li> <li>○神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>○自動車教習所</li> <li>○カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</li> <li>○葬儀場 ○ホテル又は旅館</li> <li>○店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</li> <li>○事務所に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</li> <li>○勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第6号に掲げる営業の用に供する建築物</li> <li>○建築基準法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設</li> <li>○建築基準法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物</li> <li>○倉庫業を営む倉庫</li> <li>○原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの（自動車修理工場を除く）</li> <li>○建築基準法別表第2(り)項第3号に掲げる工場</li> <li>○建築基準法別表第2(り)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</li> </ul>
	<b>建築物等の壁面の位置の制限</b>	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から、道路境界線又は隣地、水路若しくは農道（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路境界線については1. 0m</li> <li>(2) 隣地等（水路を除く。）の境界線については1. 0m</li> <li>(3) 水路の境界線については2. 0m</li> </ul> 2 基準時（地区計画の都市計画決定時）に、既に建築物が存する敷地については、前項の規定は適用しない。
	<b>垣又は柵の構造の制限</b>	隣地等に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該隣地等境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 透過性のフェンス</li> <li>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</li> <li>(3) 前号に掲げるものと透過性のフェンスとを組み合わせたもの</li> </ul>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

背後の住宅地と調和した、健全で魅力ある商業業務地の形成を推進・誘導していくため地区計画を定めるものである。



地区計画の決定

